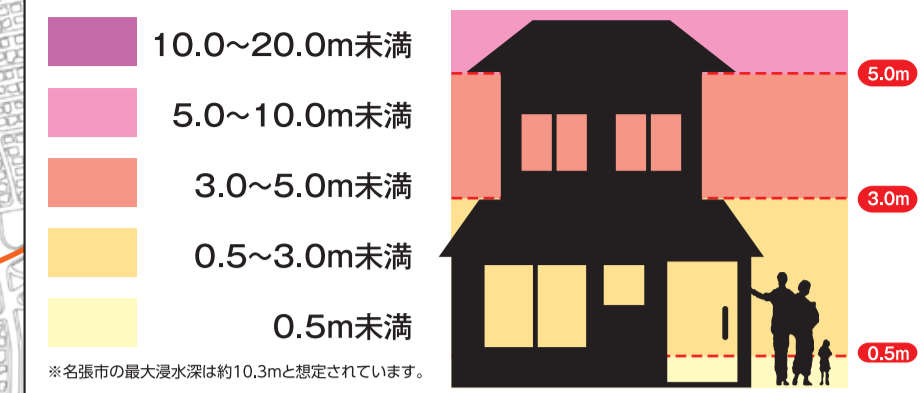


名張市洪水・土砂災害ハザードマップ 2023年版〈比奈知地域〉

●洪水浸水想定区域と浸水した場合に想定される水深(ランク別)



●説明
洪水浸水想定区域と浸水した場合に想定される水深は、指定時点の各河川の河道等の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
なお、想定最大規模降雨(指定の前提となる降雨)は、以下とおります。
・名張川、宇陀川、青蓮寺川
各河川流域の9時間の総雨量380mm
・瀬川、宇野川、小波田川、三谷川、シャククリ川、阿清水川、折戸川、百々川、花瀬川
各河川流域の9時間の総雨量644mm
・笠間川
各河川流域の9時間の総雨量606mm
(国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所又は三重県が指定)
●注意事項
このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合があります。想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
●その他の確認方法
国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所又は三重県ホームページ・国土地理院重ねるハザードマップ 等

凡 例

防災関連施設等	
地域が定める一時避難場所	警察署
市指定緊急避難場所	防災関連施設
市指定避難所	水位観測所
福祉避難所	水位計
ヘリポート	道路冠水想定箇所
ドクターヘリ専用ヘリポート	第1次緊急輸送道路
市役所	第2次緊急輸送道路
市立病院・応急診療所	第3次緊急輸送道路
消防署	

土砂災害警戒区域等

土石流	急傾斜地の崩壊(かけ崩れ)
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域
土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域

●説明
土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれのあると認められる区域です。
土砂災害特別警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に破損が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域です。
(三重県が指定)
●注意事項
土砂災害警戒区域外であっても土砂災害が発生する場合があります。
●その他の確認方法
三重県土砂災害情報提供システム
国土地理院重ねるハザードマップ

ため池が決壊した場合に予測される浸水区域

●説明
ため池が決壊した場合の浸水区域を表示しています。(名張市ため池ハザードマップから抜粋)
●注意事項
浸水区域以外でも浸水がおこる可能性があります。
●その他の確認方法
名張市ため池ハザードマップ
(名張市ホームページでも公開しています。)

市指定緊急避難場所 市指定避難所

名称	所在地	電話
比奈知小学校	下比奈知1422番地	68-1104
比奈知市民センター	下比奈知1768番地	68-1101
滝之原体育館	滝之原1050番地	

※浸水想定区域内、土砂災害警戒区域等にある市指定避難所、福祉避難所は、災害の種類、規模、現地の状況に応じて、原則、市が開設の可否を決定します。

地域が定める一時避難場所

名称	所在地
下比奈知区集会所	下比奈知地内
比奈知第二集会所	下比奈知地内
比奈知老人憩いの家	下比奈知地内
比奈知保育園	下比奈知地内
上比奈知区民センター	上比奈知地内
上比奈知廣出集会所	上比奈知地内
滝之原公民館	滝之原地内
滝之原下出地区集会所	滝之原地内
滝之原上出小場集会所	滝之原地内
滝之原仲出地区集会所	滝之原地内
富貴ヶ丘区集会所	富貴ヶ丘3番町地内
南富貴ヶ丘集会所	富貴ヶ丘4番町地内
富貴ヶ丘Ⅲ期集会所	富貴ヶ丘6番町地内
富貴の森こども園	富貴ヶ丘6番町地内

※浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域等にある地域が定める一時避難場所については、災害の種類、規模、現地の状況に応じて、地域が開設の可否を決定します。

地域が定める一時避難場所

各地域づくり組織や区・自治会などが自主的に定めている避難場所をい、市指定避難所、市指定緊急避難場所へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した人々の安全が確保される公園や集会所などのことをいいます。

市指定緊急避難場所

地震等により発生する延焼火災や風水害等から避難者の安全を確保できるスペースを有する公園、学校のグラウンドなどのことをいいます。

市指定避難所

地震等による家屋の倒壊、焼失や風水害などで被害を受けた方又は現に被害を受けるおそれのある方を一定期間受け入れて、滞在させるために開設する学校、市民センター等の建物のことをいいます。

福祉避難所

市が、地震、風水害等発生時に、市指定避難所での生活が困難で、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を一時的に受け入れて、滞在させるための施設をいいます。

